

令和5年度福島県中学校体育大会における 地域クラブ活動参加の特例競技部細則

◎ 全競技特例細則

- 1 福島県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解、尊重して協力すること。
- 2 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致していること（中学校に在籍している生徒であること）。
- 3 日常継続的に代表者もしくは指導者資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
- 4 『運動部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
- 5 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは福島県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で福島県中学校体育連盟に登録していること。
- 6 予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- 7 練習場所を確保し、継続的に活動していること。
- 8 地域クラブ活動で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
- 9 （公財）日本中学校体育連盟および福島県中学校体育連盟が定める大会要項・競技細則を遵守すること。
- 10 大会参加にあっては、代表者・指導者が引率するとともに、万一の事故発生に備え、傷害保険に加入するなど万全の事故対策を講じること。また、大会参加時の経費については、応分の負担をすること。
- 11 地域クラブ活動における参加は、一連の期間において一つの競技かつ一つのクラブからとする。
- 12 大会参加時の監督については、公認スポーツ指導者（JSP0、競技団体指導者資格）とする。

◎ 各競技特例細則

<p style="text-align: center;">陸上競技 (駅伝) ※別紙参照</p>	<p>○ 陸上競技 在籍している学校の所属、または日本陸上競技連盟に登録をしている団体（地域クラブ等）の所属のいずれかで参加できる。いずれの場合も、在籍している学校が所在する地区より参加する。リレーは、登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合に限り、団体（地域クラブ等）の所属で参加することができる。複数の種目（リレーを含む）に出場する場合、種目によって異なる所属から出場することはできない。</p> <p>○ 駅伝競走大会 在籍している学校の所属、または日本陸上競技連盟に登録をしている団体（地域クラブ等）の所属のいずれかで参加できる。いずれの場合も、在籍している学校が所在する地区より参加する。登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合に限り、団体（地域クラブ等）の所属で参加することができる。複数の所属から出場することはできない。</p>
--	---

水 泳	<ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ団体等が(公財)日本水泳連盟への団体登録が完了していること。また、同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること。 2 地域クラブ活動の登録所在地の地区から参加すること。できない場合は学校から参加すること。 3 地域クラブ活動で全国中学校水泳競技大会につながる予選大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。 4 その他在籍中学校もしくは地域クラブ活動のどちらから参加するかは、生徒(選手)および保護者の意向を尊重すること。
軟式野球	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本中体連が示した参加規定を遵守している。 2 継続的に活動し、都道府県軟式野球連盟に加盟している。 3 指導者は以下に示すいずれかの資格を保有している。 <ol style="list-style-type: none"> ① 日本スポーツ協会公認コーチ1(軟式野球) ② 日本スポーツ協会公認コーチ3(軟式野球) ③ BFJ公認野球指導者基礎I(U-15) 4 大会運営、審判員派遣の依頼に対応できる人員を確保している。 <p>※ 審判員については、「一般財団法人全日本野球協会 アマチュア野球規則委員会公認3級審判員」以上の保有を必須とする</p> 5 各予選会の実施方法、参加方法については都道府県中体連の開催基準に従うこと。 <p>※ 令和5年度は福島県野球連盟の推薦を見送る。</p>
ソフトボール	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本ソフトボール協会のチーム登録をしていること。 2 地域クラブ活動の扱いについて 「学校部活動から移行した地域部活動」や「休日と平日の扱いが異なるチーム」等については、当面の間、その実施母体や活動状況を各都道府県中体連専門委員長が判断し、学校部活動として扱うこともできるものとする。その場合は、構成が中体連の学校部活動の合同規程を満たしており、学校の教員・部活動指導員等の指導の元での活動であることを条件とする。今後、都道府県以下の各支部予選からの出場を認めるためにその支部での年度頭書から1年以上の登録、活動実績があるものとする。 3 チーム登録について <ol style="list-style-type: none"> ① 予選段階で敗退した選手が、別のチームに中途加入して再出場するのを防ぐため、個人名でのチーム登録を進める。 ② 同一大会で複数のチームの監督・コーチ・引率者等を務めることはできない。
バスケットボール	令和5年度については、出場資格緩和をしない。
バレーボール	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域クラブ活動の参加には①～⑨の全ての条件を満たすこと <ol style="list-style-type: none"> ① (公財)日本中学校体育連盟からの発信『令和5年度からの全国中学校体育大会への地域クラブ活動の参加条件について「全国中学校体育大会開催基準 9引率監督 参加資格の特例」』に記載されている内容を網羅していること。 ② JVA-MRSのチーム登録が完了していること。

	<p>③ 所在地が明確であること。</p> <p>④ 募集要項やホームページ等で公募していること。</p> <p>⑤ 年間を通じて、日常持続的（週単位）に練習している場所と所在地が一致しており、資格を有する者が指導に当たっていること。</p> <p>※ 但し、～2025 年令和 7 年 3 月 31 日までの期間は資格取得期間とする。</p> <p>⑥ JSPO 公認の成人指導者が常時指導に当たっていること。</p> <p>⑦ チームや団体として規約があること。</p> <p>⑧ JVA-MRS の個人登録が完了していること。</p> <p>⑨ 各種大会に大会役員として派遣できる指導者がいること。</p> <p>2 大会運営について 参加する地域スポーツ団体から、必ず大会の運営役員を選出すること。</p> <p>3 選手の移籍について</p> <p>① 公私立中学校については、転校により移籍とする。</p> <p>② 地域スポーツ団体については、各都道府県が設定した期間の登録申請後の移籍は認めない。但し、一家移転など、やむを得ない場合は、地域スポーツ団体については認定者の認定があればこの限りではない</p> <p>※ 令和 5 年度は福島県バレーボール協会の推薦を見送る。</p>
ソフトテニス	<p>1 日本中体連が示した参加規定を遵守している。</p> <p>2 継続的に活動し、福島県中体連の参加要件を満たしている。</p> <p>3 指導者は以下に示すいずれかの資格を保有していること。</p> <p>① 日本スポーツ協会公認コーチ 1～コーチ 4（ソフトテニス）</p> <p>② 日本スポーツ協会公認スタートコーチ（ソフトテニス）</p> <p>③ 福島県ソフトテニス連盟公認ジュニア指導員</p> <p>4 大会運営の依頼に対応できる人員を確保している。地区大会の実施方法、参加方法については福島県中体連の開催基準に従うこと。</p>
卓球	令和 5 年度については、出場資格緩和をしない。
バドミントン	<p>1 種目について</p> <p>① 男・女団体戦、男・女個人戦（シングルス・ダブルス）</p> <p>② シングルス・ダブルスを兼ねて出場することはできない。</p> <p>2 地域クラブ活動の要件</p> <p>① 地域クラブ活動の構成員は、代表者・事務担当者（日本バドミントン協会・県協会登録の際の管理者）・指導者・所属中学生とする。所属中学生以外は、成人（20 歳以上）とする。</p> <p>② 諸事情により団体登録の取り消しや内容の変更が生じた場合は、速やかに都道府県中体連に届けを提出すること。</p> <p>3 地域クラブ活動の構成員</p> <p>① 指導者を除く地域クラブ活動の構成員は、他の地域クラブ活動に重複して登録はできない。</p> <p>※ 一大会（地区予選会と県大会はそれぞれ一大会とする）において重複して他の地域クラブ活動や中学校の監督・マネージャー（生徒）・外部指導者（コーチ）、個人戦出場許可申請者（成人）として登録することはできない。</p>

	<p>※ 指導者は複数の地域クラブ活動に登録が可能のため、一大会（地区予選会と県大会はそれぞれ一大会とする）ごと、登録済みの他の地域クラブ活動や学校の監督・外部指導者（コーチ）、個人戦出場許可申請者（成人）としての登録は可能である。</p> <p>② 中学校の教職員が、地域クラブ活動の構成員（代表者・管理者・指導者）になることは可能である。</p> <p>4 協会登録について</p> <p>① 大会への参加を希望する地域クラブ活動の構成員は、日本バドミントン協会・県協会会員登録及び年会費支払いを行うこと。</p> <p>※ 「団体登録申請書」について 代表者：協会登録の協会登録システム上の『代表者』 事務担当者：協会登録の際に協会登録システム上の『管理者』</p> <p>② 協会登録する際に、当該地域クラブ活動に登録できるのは中学生のみのため、当該地域クラブ活動の代表者・事務担当者は、重複して他の地域クラブ活動において代表者・事務担当者登録や中学生登録はできない。</p> <p>③ 指導者は、複数の地域クラブ活動において「団体登録申請書」上の登録をすることは可能である。</p> <p>5 『指導資格を有する指導者』の資格要件について</p> <p>① 地域クラブ活動の指導者は、日本バドミントン協会公認審判員資格（3級以上）を取得していること。（取得困難な場合は、都道府県の審判講習会に参加すること）</p> <p>② 令和7年度末までに日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（バドミントン）資格所持者が最低1名は所属していること。（令和8年度からは、必ず資格所持者が最低1名は所属していること）</p>
ハンドボール	<p>1 指導者は（公財）日本ハンドボール協会の競技者及び役員倫理規定に基づく処分を受けていない者であることにする。</p> <p>2 日本ハンドボール協会が主催する全国クラブ大会および予選大会（地区大会含む）に参加した場合は中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会および予選大会（地区大会含む）への出場は認めない。</p> <p>3 移籍について 移籍に関しては、日本協会の規定に基づいて可能だが、全中及び全国クラブ大会およびそれぞれの予選大会（地区大会含む）にエントリーした時点で他方の大会への出場は認めない。</p>
サッカー	<p>1 地域クラブ活動（運営団体・母体となるクラブ）として U-15 チームがクラブユース連盟へ加盟登録していないこと。（※クラブユース連盟に所属しているクラブ内からは、いずれの U-15 チームおよびセカンドチームも出場できない）</p> <p>2 学校団体ではない場合は、JFA へのチーム登録をしていること。 ※令和5年度は、福島県サッカー協会として推薦チームを決めるための大会設定等の準備が整わないため、推薦は見送る。</p>
柔道	<p>1 （公財）全日本柔道連盟が定めた令和4年度期間内において、福島県柔道連盟を通して全柔連に加盟、登録を済ませている。</p> <p>① 「団体登録」を済ませている → 団体戦出場可</p>

	<p>② 「競技者登録」を済ませている → 個人戦出場可</p> <p>③ 同一年度中は、最初に参加した所属チームからの変更不可。</p> <p>2 大会の引率、監督、帯同コーチは、全中大会において全柔連公認指導者資格A指導員またはB指導員の資格を有していなければならない。地区中体連主催大会においてはC指導員以上の資格を有していなければならない。</p> <p>3 柔道修業期間を6カ月以上経過した中学生のみ、大会に参加することができる。</p> <p>4 大会の引率、監督権を有している地域クラブ活動の指導者は、大会参加にあたり、各地区中体連が主催する説明会や研修会等に、必ず出席しなければならない。</p> <p>5 大会参加にあたり、上記参加資格特例条件に対して虚偽、違反、逸脱行為が発覚した場合は、同一年度の地域クラブ活動の大会参加資格を取り消し、チーム及び該当所属選手ともに令和5年度内の参加を認めない。</p>
<p>剣 道</p>	<p>1 団体戦・個人戦ともに、地域移行モデル地区や、自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域移行スポーツ団体、地域移行の受け皿となっているスポーツ団体等とする。</p> <p>2 参加の許可については、県中体連及び県中体連剣道専門部が地域移行認定団体の確認を行い判断する。</p> <p>3 個人戦は、所属する地域クラブ活動が登録する所在地の地区中体連の予選会から参加する。</p> <p>4 監督は、地域クラブ活動の指導者とする。</p> <p>5 3年間同一団体から出場することが望ましい。</p> <p>6 団体戦・個人戦ともに同一団体からの出場とする。(団体戦は学校、個人戦は地域クラブ活動という参加は不可)</p> <p>7 団体戦・個人戦ともに1人1回のみの参加とする。</p> <p>8 地域クラブ活動からの出場は、団体戦については1団体1チームのみとし、同一団体から複数チームの参加はできない。個人戦の1団体の出場枠は各大会の規定による。</p>
<p>体操競技</p>	<p>1 団体での参加の場合は、団体選手の全員が同一学校に在籍していること。</p> <p>2 個人における地区大会への参加は、地域クラブ活動の加盟住所の地区からとする。</p> <p>3 地域クラブ活動が団体として大会参加をする場合、クラブに所属していない同一校の他の生徒が学校団体として団体を組み大会に参加することはできる。ただし、同一校生徒により構成された2つの団体のうち上位団体のみがブロック大会に進むことができる。</p> <p>4 生徒の心身の健康を最優先に考慮し、中体連大会とジュニアクラブ大会が過密になる場合には出場する大会を丁寧に選び、生徒の負担が過剰にならないようにする。</p> <p>5 都道府県の予選会となる全ての大会において、大会準備・大会運営・審判業務に役員として協力しなければならない。要請がある場合は会議等にも参加する。また、中体連体操専門部員に準じる役職に就くこともあり得る。</p> <p>6 県中体連登録以降に転校や地域クラブ活動を移籍する場合、予選</p>

	<p>大会で上位大会への参加権を獲得していない生徒は、転校先や移籍先からの大会参加は認めない。また、<u>権利を得ている生徒については個人としての参加を認める。ただし、当該生徒の予選大会での得点が個人での予選通過得点を下回る場合には、参加は認められない。</u></p> <p>7 転校や地域クラブ活動移籍後の大会参加について、全国大会終了後に関しては県中体連体操競技専門部の判断に委ねる。</p> <p>8 一緒に活動する団体を複数の地域スポーツ団体として都道府県中体連に登録することはできない。</p> <p>9 複数の地域クラブ活動が一つの団体として都道府県中体連に登録することはできない。</p>
<p>新体操</p>	<p>1 継続的に活動し、日本体協協会の所属団体及び指導者の登録をしていること。</p> <p>2 予選大会は地域クラブ活動の県中体連および福島県体操協会の登録住所からの参加を認める。</p> <p>3 個人戦においては、予選大会は選手の所属学校または選手の所属する地域クラブ活動の地区から出場できる。重複して異なる地域からの出場は認めない。地域クラブ活動の場合は、加盟した地区より出場できる。</p> <p>4 予選大会のエントリーは監督及び選手は一人につき一所属とする。 ※予選大会の監督は上記の登録を済ませている者で、他の所属の監督としては予選大会に参加できない。</p> <p>5 令和5年度の団体選手は全員が同一学校に在籍していること。</p> <p>6 団体の出場については、各所属から1チームのみとする。同一中学校からの部活動とクラブチームの2チーム出場は、同じ学校から2チームとみなすことができるため出場は不可とする。</p>
<p>相 撲</p>	<p>1 地域クラブ活動から出場する場合は地域クラブ活動が設置されている地区からの参加とする。(できない場合は学校からの参加となる 【注意事項※1・※2参照】)</p> <p>2 地域クラブ活動から団体に出場した場合は個人も地域クラブ活動からの参加とする。(逆も同様)</p> <p>3 地域クラブ活動からの参加については引率及び監督を以下のようにする。</p> <p>① 地域クラブ活動から参加する場合は地域クラブ活動の責任者の印をもって学校長の公印に替える。</p> <p>② 監督は地域クラブ活動の責任者が命じた指導者として責任者の押印をする。</p> <p>③ 引率の際は指導者(監督)、保護者が責任をもって引率をする。</p> <p>④ 運営側は中学校部活動からのエントリーか地域クラブ活動からのエントリーか、移籍や二重登録の有無を確認し不正があれば再提出を求める。</p> <p>4 地域クラブ活動から出場する選手を明確にしておくこと。 【注意事項】 ※1 地域クラブ活動からであっても他県の大会に出場できない。 ※2 他県の地域クラブ活動に通っている場合で、受け入れる都道府県中体連が他県からの参加を認めている場合は、地域クラブ活動</p>

	<p>から他県の予選に出場できる（団体・個人とも）。ただし、地域クラブ活動のチームで A 県から出場し、個人で地元 B 県から出場することはできない。私立中学校からのエントリーと同様に扱う。また逆もできない。また、地域クラブ活動から出場する場合、地域クラブ活動からも中体連登録と相撲連盟登録を行う。</p> <p>※3 ※2の通り、他県の地域クラブ活動から他県の大会に出場できる場合所属する地域クラブ活動がその県の中体連にクラブの登録を行っていること。</p> <p>※4 地域クラブ活動から出場する場合は（公財）日本相撲連盟に会員登録をし、エントリーの際に登録番号と在籍校名を記入する。</p> <p>※5 地域クラブ活動からエントリーの場合も所属学校名は併記する。</p>
スケート	参加細則を設けない
スキー	参加細則を設けない